

III 鎌倉市・逗子市の歴史的風土

鎌倉は、12世紀の末、源頼朝が天然の險要の地として武家政治の基礎を築き、政治の中心として繁栄し、また、鎌倉および室町時代を通じ、文化の枢要地として発展し、現代に至るまで数多くの歴史上重要な文化的資産を伝えています。現在も南の海岸線、三方の穏やかな山並みに囲まれた美しい自然のなかに、街の中心となる鶴岡八幡宮、静かなたたずまいの建長寺・円覚寺などの古寺、山あいの木洩れ日のなかに往時をしのばせる「切通し」など、歴史的な資源が風土の中に息づいています。晴れた日には遠く南に伊豆大島を望む鎌倉海岸は背景となる丘陵地と調和し、日本の古都のなかにあって海岸を有するという独特的の景観も大きな特徴となっています。

歴史的風土をめぐる動き

昭和30年代、40年代には東京、横浜などの大都市の農地や山林への無秩序な宅地開発が進むなかで、古都鎌倉にも開発の波が鶴岡八幡宮の裏山の御谷にまで迫る事態となりました。こうした事態を憂慮した御谷地区の住民や文化人、市民団体によって「鎌倉の自然を守る会」が結成され、歴史的な環境保全の動きが活発化し、日本最初のナショナルトラストの活動にも結びつきました。このように、鎌倉市の市民活動は、古都における歴史的風土の保存のための立法措置に大きな役割を果たしました。



古都保存法の指定状況

昭和41年に鎌倉歴史的風土保存区域が5区域695ha指定され（※1）、昭和42年には浄妙寺地区、瑞泉寺地区などの合計9地区226.5haが歴史的風土特別保存地区として指定されました（※2）。その後、歴史的風土保存区域は順次拡大され、平成12年に逗子市の一部を加え、989haとなっています。



御谷／上：昭和39年頃 下／現在
(建長寺・浄智寺・八幡宮歴史的風土特別保存地区)

また、歴史的風土特別保存地区は、昭和50年、昭和63年、平成15年に指定拡大され、現在13地区573.6haとなっています（※3）。

※1 古都保存法第4条 朝比奈、八幡宮、大町材木座、長谷極楽寺及び山ノ内の5区域

※2 古都保存法第6条 浄妙寺、瑞泉寺、護良親王墓、永福寺跡、建長寺・浄智寺・八幡宮、寿福寺、妙本寺・衣張山、大仏・長谷觀音及び円覚寺の9地区

※3 上記※2の地区に朝比奈切通し、名越切通し、極樂寺及び稻村ヶ崎の4地区を加えた13地区